

はじめに

渋谷区では、平成24年度から特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成を行っています。

東京都は、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、震災時における避難、救急消火活動等を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、特定緊急輸送道路*を指定しました。その沿道建築物のうち、要件に該当する特定緊急輸送道路沿道建築物には、所有者等に耐震化状況の報告義務や耐震診断の実施義務が課せられています。

*特定緊急輸送道路は、渋谷区内において、甲州街道、国道246号、首都高速道路です。

対象建築物

- ①昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物
- ②敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物
- ④補強設計、耐震改修、建替え又は除却工事で令和13年3月31日までに事業に着手していること

対象者

下記のいずれかに該当する者

- ①対象建築物の所有者
- ②区分所有建築物の場合
管理組合（区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）若しくは区分所有者の集会の議決で決定された代表者又はマンション建替え円滑化法に基づくマンション建替組合、個人施行者若しくは認定買受人
- ③共有建築物の場合
共同所有者全員の合意によって選出された代表者

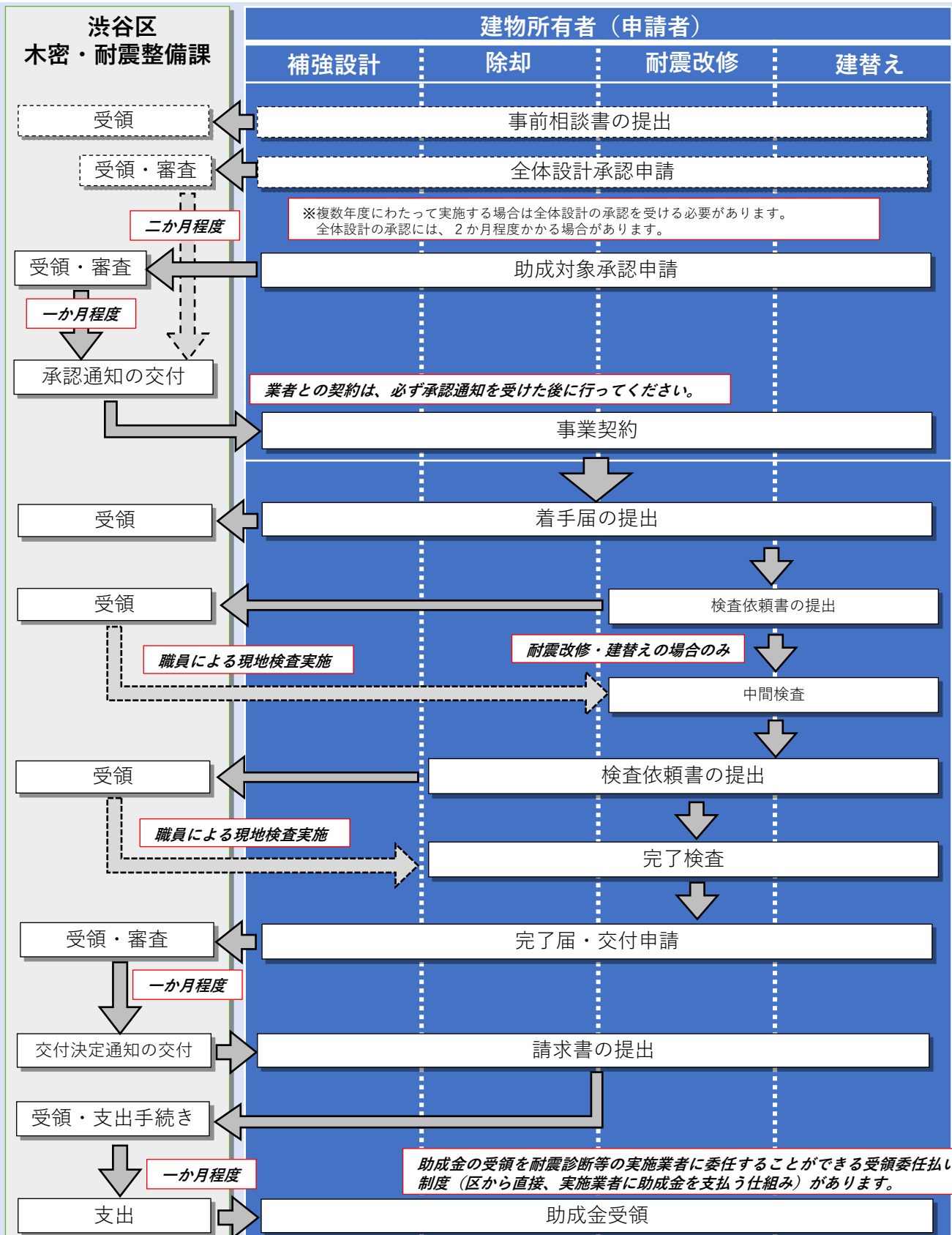
助成内容と限度額（分譲マンション以外）

区分	助成対象費用の限度額（消費税を含む）	助成額
補強設計に要する費用	延べ面積に応じて次のアからウまでを合計した額 ア 1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 イ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ウ 2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	助成対象費用の5/12以内の額
耐震改修、建替え及び除却に要する費用	ア 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当の建築物 62,700円/㎡以内かつ627,000,000円以内 イ ア以外の建築物 57,000円/㎡以内かつ570,000,000円以内 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、93,300円/㎡以内かつ933,000,000円以内 建替えを行う場合にあつては、耐震改修に要する費用相当分 除却を行う場合にあつては、耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内 ※住宅にあつては57,000円を39,900円と読み替える。	助成対象費用の11/30以内の額 ただし、5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の11/60以内の額

助成内容と限度額（分譲マンション）

区分	助成対象費用の限度額（消費税を含む）	助成額
補強設計に要する費用	延べ面積に応じて次のアからウまでを合計した額 ア 1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 イ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ウ 2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	助成対象費用以内の額
耐震改修、建替え、除却に要する費用	通常 ア 耐震診断の結果、Is値が0.3未満の分譲マンションで延べ面積が1,000㎡以上のもの 56,900円/㎡以内かつ569,000,000円以内の額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は86,400円/㎡以内かつ864,000,000円を限度 イ ア以外の分譲マンションで延べ面積が1,000㎡以上のもの 51,700円/㎡以内かつ517,000,000円以内の額とする。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は86,400円/㎡以内かつ864,000,000円を限度 ウ 延べ面積1,000㎡未満の分譲マンション 39,900円/㎡以内かつ399,000,000円以内の額	助成対象費用の9/10以内の額
加算基礎額（耐震改修のみ）	耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積あたりの単価と85,500円（延べ面積1,000㎡未満の場合は58,850円）を比較して低い額から51,700円（延べ面積1,000㎡未満の場合は、39,900円）を引いた額を面積あたりの単価とし、その単価に面積を乗じた額とする。ただし、要綱別表第1の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて855,000,000円以内（延べ面積1,000㎡未満の場合は、598,500,000円以内）の額とする。	<加算額> 加算の基礎となる額の17/30に、加算の基礎となる額の1/6以内かつ要綱別表第1に基づく区の助成額から加算の基礎となる額の17/30を控除した額の1/2以内の額を加えた額とする。 ただし、要綱別表第1に基づく区の助成額を超えない範囲とする。

手続きの流れ



助成金の受領を耐震診断等の実施業者に委任することができる受領委任払い制度（区から直接、実施業者に助成金を支払う仕組み）があります。

※工事中は、東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成28年4月1日付27都市建企第1203号）第3条の規定に基づく耐震化工事中掲示物を工事中の現場に掲示を行う必要があります

必要な書類

【事前相談】申請を希望する場合は、事前相談書の提出をお願いします。

No	名称	説明	設計	改修	除却	建替
凡例：「●」必ず提出 / 「△」必要に応じて提出						
1	助成対象承認申請書	別記様式参照	●	●	●	●
2	消費税仕入税額控除確認書	消費税仕入税額控除を行わない場合のみ	△	△	△	△
3	建物の全部事項証明書	申請日を含む3か月以内に法務局で取得した原本 分譲マンションの場合は2区分以上	●	●	●	●
4	土地の全部事項証明書	申請日を含む3か月以内に法務局で取得した原本 借地権付きマンション等、土地所有者が別に存する場合		△	△	△
5	土地所有者の承諾書	定期借地権付き等で、土地所有者が他にいる場合のみ		△	△	△
6	法人の登記事項証明書	所有者が法人の場合のみ	△	△	△	△
7	(台帳記載事項証明書)又は(建築確認済証及び検査済証)の写し		●	●	●	●
8	既存建築物の状況調査の結果書類の写し	検査済証の交付が無く、法適合状況調査を実施した場合のみ	△	△		
9	案内図	住宅地図等に当該建物がかかるように図示すること	●	●	●	●
10	沿道建築物であることが確認できる書類	前面道路の形状、幅員、高低差等を記載した配置図・立面図・断面図等	●	●	●	●
11	図面（配置図、各階平面図、立面図、断面図）	必要に応じて求積図等の図面を求める場合がある	●	●	●	●
12	延べ面積の過半が居住の用途であることが確認できる書類	分譲マンションの場合かつ店舗等併用している場合のみ (平面図等に範囲や面積等の情報を図示する。)	△	△	△	△
13	評定書の写し	補強設計：耐震診断の評定書（再診断している場合は、最新の評定書を提出する） 除却工事：同上 改修工事：耐震診断の評定書及び耐震補強設計の評定書	●	●	●	●
14	耐震診断結果報告書及び概要書の写し	評定機関に提出した、建物概要や診断結果がわかる書類 ※再診断している場合は、最新の診断結果及び概要書を提出する	●	●	●	●
15	補強設計報告書及び耐震改修工事計画図	補強設計図書等 ※再設計している場合は、最新の評定書及び診断結果を提出する ※補強設計から続けて改修工事の申請をする場合は省略することができる		●		
16	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条、第25条の認定書及び副本の写し	認定を取得している場合のみ		△		
17	是正する内容の工事計画書	重大な不適合がある場合のみ。	△	△	△	△
18	有効な決議が行われたことがわかる資料	・区分所有建築物（認定買受人が所有する建築物を除く。）の場合のみ ・助成金を活用して耐震診断等を実施することがわかる議事録等 ・なお、マンション敷地売却事業を実施する場合は従前マンションの管理組合が認識し、合意していることがわかる資料 ・個人施行の場合及び区分所有建築物以外場合は不要 ・構造上複数棟があり、それぞれの棟を対象建築物とする場合、それぞれの棟毎に必要な原則、区分所有建築物の場合のみ 建替組合の場合は定款の写し 個人施行の場合は規準又は規約の写し	△	△	△	△
19	管理規約等の写し		●	●	●	●
20	工程表	着手予定日、完了予定日を明記すること	●	●	●	●
21	見積書（内訳がわかるもの）	耐震改修工事及び除却工事において、違反又は不適合がある場合は、是正のための内訳がわかる見積書を追加する	●	●	●	●
22	同意書	区分所有建築物以外の場合のみ 建築物の所有者が複数である場合は共有者全員分の同意書が必要	△	△	△	△
23	委任状	・代理人等に申請手続きを委任する場合のみ ・委任者の直筆の場合は押印不要。直筆以外の場合は、押印必要 ・個人施行の場合は、全員同意を得た者とみなすため不要	△	△	△	△
24	買受計画の認定、建替組合設立、個人施行の認可がわかる資料	マンション敷地売却制度の場合又は建替え組合若しくは個人施行の場合のみ		△	△	
25	買受計画書又は事業計画書の概要の写し	・マンション敷地売却制度の場合又は建替え組合若しくは個人施行の場合のみ ・写しは計画書の概要のみで良い（申請時点での最新の計画）		△	△	
26	建替組合理事長の就任がわかる資料	建替組合の場合のみ		△	△	
27	土地の造成状況に関する説明資料	除却後の土地に、合理的な理由により既存構造物等の残置がある場合のみ 倒壊の危険性が残っていないこと、地震に対して安全であることがわかる資料 最終的に撤去する場合は、その旨がわかる資料		△	△	
28	土地の造成状況に関する誓約書	合理的な理由により除却後の土地に既存構造物等の残置がある場合、かつ、最終的に残置物を撤去する場合で、№27で最終的に撤去する資料の提出が難しい場合			△	△
29	東京都への手続き	承認申請時、区への提出資料は無い（完了届時、掲示状況写真必要） 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱の基づく、「耐震改修工事中」掲示物の手続き	●	●	●	
30	変更承認申請書又は変更届	承認を得た後に承認内容を変更する場合のみ	△	△	△	△
31	変更内容がわかる資料	承認を得た後に承認内容を変更する場合のみ	△	△	△	△
32	その他区長が定める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△